10　(1)　インドネシア共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　借款の使途及び改革計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び改革計画に関連するその他の情報

(2)　両政府は、(1)に規定する情報及び資料に基づいて、共同して借款の使用及び改革計画の実施の進捗状況を随時検討し、必要に応じ、改革計画の効果的かつ円滑な実施及び借款の適正な使用を確保するために適当な措置をとる。ＪＩＣＡは、その検討に参加するよう招かれる。

11　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をインドネシア共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年十一月二十九日にジャカルタで

インドネシア共和国
外務省アジア・太平洋・
アフリカ総局長　ユリ・タムリン閣下

（インドネシア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をインドネシア共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年十一月二十九日にジャカルタで

インドネシア共和国
外務省アジア・太平洋・
アフリカ総局長　ユリ・タムリン
インドネシア共和国駐在
日本国特命全権大使　鹿取克章閣下

○外務省告示第十一号

平成二十五年十二月四日にジャカルタで、円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の平成十六年三月三十一日付けの交換公文に従ってインドネシア共和国政府に供与されることになったタンジュンプリオク港緊急リハビリ事業の実施に係る円貨による借款の支出期間がインドネシア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十八年六月三十日まで延長される旨の口上書の交換が、インドネシア共和国政府との間に行われた。

平成二十六年一月十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第十二号

平成二十五年十二月六日にラバトで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がモロッコ王国政府との間に行われた。

平成二十六年一月十七日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、モロッコ王国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とモロッコ王国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　八十八億九千九百万円（八、八九九、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、基礎教育セクター支援計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、モロッコ王国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、モロッコ王国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　利子率は、年〇・二五パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後七年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款の一部は、計画の一部（以下「予算支出部分」という。）として、モロッコ王国の権限のある当局が既に行ったか又は将来行う予算支出（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

(3)　借款の他の部分は、モロッコの実施機関が調達適格国の供給者又は請負業者に対して行う支払で、計画（予算支出部分を除く。）の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(4)　(3)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(5)　(3)に規定する借款の部分の一部は、計画（予算支出部分を除く。）の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　モロッコ王国政府は、モロッコ王国政府の名義で開設される国家予算勘定に3(1)に規定する借款の一部の円貨による支出額に等しい額をモロッコの通貨で振り替えるようにするための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、モロッコ王国政府の国家予算に編入され、モロッコ王国の経済の安定及び開発努力を促進するために使用される。

5　モロッコ王国政府は、借款に基づく生産物又は役務の調達がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って実施されることを確保する。

6　モロッコ王国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　3(3)に規定する生産物又は役務の供給に関連してモロッコ王国においてその役務が必要とされる日本国民は、モロッコ王国において施行されている関係法令の範囲内で、作業の遂行のためモロッコ王国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

8　モロッコ王国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してモロッコ王国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

9　モロッコ王国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(1)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(2)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びモロッコ王国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(3)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

10　(1)　モロッコ王国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　借款の使途及び計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び計画に関連するその他の情報

(2)　両政府は、(1)に規定する情報及び資料に基づいて、共同して借款の使用及び計画の実施の進捗状況を随時検討する。ＪＩＣＡは、その検討に参加するよう招かれる。

11　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をモロッコ王国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年十二月六日にラバトで

モロッコ王国駐在
日本国特命全権大使　黒川恒男

モロッコ王国経済・財政大臣
モハメッド・ブーサイド閣下